

保育をできるというふうな目安を立てたわけでございます。これはわれわれ保母じゃございませんので、やはり、現場の者の意見等を聞かなければなりません。

したがって、障害児ということではなくて、結局、障害児の母親でも、いわゆる、われわれが現在のところでは児童福祉法の第二十四条によりまして、保育に欠けるというようなものを最重要にいたしまして、それで子供さんが障害児である場合には、この子ならば現在の職員、施設でも大丈夫だというのがあれば、民間あるいは都立の方へもお願いして置いてもらうという考えでございます。

それから、保育ママの件でございますけれども、大体ゼロ歳児をやっているところでも大むね六カ月と申しましたが、六カ月以前でもやっているところもあるわけでございます。

それから、各市の状況等でございますけれども、市立の保育園を持っている市が多いわけでございますが、これらの市はゼロ歳児は余りやっております。ほとんどかやらないと言ってもいいんじゃないかと思えます。民間の方に各市ともお願いしているというふうな現状でございます。

その中で、家庭福祉員が必要あるかないかというのは、どうしてもわれわれが各市

の状況を調べますと、保育園の数の少ないところ、これがどうしても実施しております。十三市の中でわれわれが見ますと、町田等はやっておりますけれども、小平とか国分寺、保谷、日野、三鷹、武蔵野、これらは非常に保育率が低いわけでございます。したがって、どうしてもそういうところへお願いしなければ、希望というふうなものがなかなか入りきれないので、やむなく、いわゆる無認可保育所よりも程度が低いところへお願いするようになるんじゃないかと考えます。

福生市といたしまして、幸い議会等の御協力によりまして、保育園も十二園もあるということは胸を張って言ってもいいんじゃないかというところで、いまのところ、家庭福祉制度ということは余り考えておりません。何とか無認可保育所等にお願いをしまして、必要な場合には保育をさせていたいただきたいというふうに考えているわけです。話し合いとしては、生まれてから何カ月だという点も問題になると思いますけれども、それにつきましても、年数がたつことに保母等もベテランが多くなるわけでございますので、徐々にその方もやていいんじゃないかというふうに考えております。

それから都立保育園の給食の関係でございますが、確かにこれは市長の委任

事項で、福祉事務所長が処置決定をいたすわけでございます。しかしながら、都立に市が給食補助金を求めているから希望が少なかと申しますと、逆に都立は希望者が多いわけでございます。施設、内容が異なれば、恐らく都の方でも監本且というのがあります。指摘もあるだろうし、又、市民もそううへは希望しないんじゃないかと思いますが、現在われわれが受け付け二、三月のうちに処置決定通知書と、各保護者に発送する手はあになっておりますが、それを見ますと、ほかの保育園より多いということは、内容がいいというふうに、私解釈いたします。

又、現実においても、先ほど数学的に申し上げましたけれど、それは市と都の格差でございますが、われわれが都の西多摩事務所、この場合には都の母子福祉課長にも行ったときに、もしこのカリリーが守れない場合は、都としてはどういう措置をするのかと言いましたら、やはり、都といたしましては、その需用費の中に、やりくりはできるから御心配はなかつたというのを母子福祉課長からも、又最近では西多摩の関係の係長からも直接聞いておりますので安心してはいる。そのころへ、さらに何をにつくっていただくか出すかはあつた問題になりますので、市としては、安心して補助を求むなくてよかつたということで、補助はいたしかねるという

ことでございます。

○教育次長（内田和雄君） 申しわけございません。学習室の件を落しました。学習室につきましては、二階の集会室を当てまして、これは昼間学習室といたしまして、夜は会議室に使用したいということで、大体、収容人員は二十四人ぐらいまでなら便之る部屋を学習室として、昼間は提供したいということでございます。

○一番（原敏子君） 東部学区の点につきましては、学習室はいま番号がありませんので、ぜひ、そのように、夏休み、冬休み、子供のそういうふうな休みの日になりましたら、ぜひそれらの子供たちの需要に応じて、夜も許可していただいてほしいというふうに要望しておきます。

それと、公民館の活動ですけれども、いろいろ手頭の中で考えているだけでなく、その地域住民の要求によっていろんな備品が、ピアノとかレコードプレーヤー、いろいろ言われましたけれども、もっと違うものも、たとえば文庫みたいなものも、図書館とは違いますが、そういうものも置いてほしいとか、住民とかかわり合いの中でいろんな要求が出てくると思つてます。その時点で、ぜひ公民館自体が住民と話し合つて、住民が運営していくものということとを定義づけられておりますので、そのように運

営していただきたいというふうに要望しております。

それと、保育ですけれども、再三この三点につきまして、私も何回か一般質問させていたいておりますけれども、障害児保育につきましては、現状ではこのような方法で、障害児も保育に欠けていなければならないということも同時に、現状の施設や保育に見合った障害児ならは入れるんだということが、いま部長の方から答弁がありましたけれども、私は市長にお尋ねしたんですけれども、障害児保育というのは、私は市長の答弁の中で、保育に欠けるというふうに考えております。その点、先ほど市長の答弁の中で、ほかの行政とのつり合いがとれるようにとか、いろんなことが言われましたけれども、私はこれほび、福祉行政の充実として、又、保育行政の中での充実をして行きたいという点で、ぜひ今後考えていただきたいというふうに思っています。これとどのようにならうに考えていられるのか、もう一度市長に聞かせていただきたいと思っております。

それと、保育ママなんですけれども、いま、部長は、無認可保育所よりも程度が低いということが言われました。私はちょっとそこにひっかかりますけれども、無認可保育所につきましても、保育ママ制度にしまして、都の施策であり、それと都の条件というものが決まっていると思うんです。ですから、無認可保育所につきま

しては、集団で子供を保育するという点でいい面がありますけれども、保育ママというのは、一人の保育ママさんが三人の子供を預かるというふうに都で規定されております。この保育ママさんになれる資格の人、やはり無認可保育所を経営できる方たち、保姆だとか、助産婦だとか、教員、看護婦というふうに、東京都で条件づけられているわけで、私は無認可と格差があるという点では、そうは思いません。ただ、集団保育がいいか、個人保育がいいかという点ではいろいろ考え方がありと想いますけれども、程度が低いというのは、ちょっと言い過ぎじゃないかなというふうに思います。

それと同時に、無認可保育所が利用できない人たちに、保育ママ制度を利用してもらう、そういうような産休明けから子供が預けられるような、そういう制度を充実した方がいいかと、無認可保育所をやめて、やはり両方こういうのは必要じゃないかというのを主張しているわけで、市長はこの点どのように考えているか、部長は考えはいますか。市長の意見を聞かせていただきたいと思っております。

それと、給食ですけれども、都立の申し込みが多いのは、都の設備なり給食内容がいいということだけじゃないと思うんです。立地条件だとかいろいろあるし、私は都が

悪いというふうに思つてませんし、私の子供も五年間都の保育園でお世話になりまして、とてもいい保育をしていただきましたけれども、都立の保育園に通わせている親が、都の方に給食費の補助が出ていなくて、民間保育園に出ているという補助の出し方については、九割方知らないんじゃないかと思うんです。申し込みが多んだからどうのこうのという問題ではないということ、私が主張したいのは、保育園の方から、この保育園に預けても補助を出すんなら同じような補助を出していただきたいという、この基本に立っているわけです。いい給食が食べられるから補助がいらないとかそういうことじゃなくて、都が十九円の差できつとした食事をさせているという点では、園長の話を聞きましても、それなりにいろんな苦勞があるというふうに聞いております。そういう点で、どういふふうに考えられているのかということ、保育の問題につきまして、もう一度市長に答弁していただきたいというふうに思います。

○市長（石川常太郎君） 一番の障害児でございますが、ほんとに私がお気の毒だと思ひます。いす具体的にどういふことと言えませんが、一生懸命やらなくてははいけないういふことは承知しております。

それから二番の保育ママ制度でございますが、これは部長の言ったとおり、程度が

いいとか悪いとかいふことじゃなくて、やはり、いままでとおり無認可をやつて、保育ママはすいませんが考えております。

三番目の保育園の給食の補助でございますが、入から、大幅に都へ補助金を出したという矢先でございますので、そのときに、逆に市が都へ補助金を出すということとは不可能でございます。給食という点をお考えになるからそうなるんだと思ひますけれども、補助金は補助金でございます、補助金ということをお考えいただきたいと思います。

○一番（原敏子君） それでは最後に要望させていただけます。

私はいろいろな音で、保育行政が福生市においては前進してきていると考えますが、いま都の財政がこういう時期ですけれども、いつまでもこういう状態ではないでしうから、ぜひともこれから障害児保育や保育ママ制度と給食の問題は市民の子供として見ていただいて、ぜひ対処していただきたいと思ひます。

特に障害児保育につきましては、各市で実施されておりますので、障害児だからこゝろ入れて、その障害が克服できるような、そういう保育をしていただきたいというふうに強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長(岩田博君) 次に、二番 松山清君。

(二番 松山清君登壇)

○二番(松山清君) 二点にわたって一般質問させていただきます。

第一番目は、公園、クラウインド等についてであります。この改善等についてであります。

市民が健康な体をつくり上げる上で、公園やクラウインドの果たす役割りは大きなものがあります。休日には、どのクラウインドも公園も多くの市民たちに利用され、大変喜ばしいことであります。このような中で、市民の中から、もうちょっと施設が改善されれば、さらに利用しやすいのではないかなというような声も出されております。

一つには、田園野球場の駐車場設置についてであります。

現在、多くの人に利用されておりますが、駐車場に当てられている場所が遠いというところもあり、又、場所がわかりにくいというところもあり、路上にやむなく駐車しているというのが現状であります。今後、クラウインド近くにそのような場所をつくる考えがあるかどうか、又、当面の対策をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

ねをいたします。

次に、南公園のフェンスの設置であります。特に、野球場には現在バックネットが設置されているだけであります。すぐ隣のテニスコートには、高さ二メートルのフェンスが張りめぐらされてあり、このようなものが野球場の方にも設置できないものか。建設省の河川敷管理上の問題もあろうかと思いますが、市当局として、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、公園等への健康増進のための鉄棒の設置についてであります。

各新聞等の広告には、毎日のように健康増進のために背筋を伸ばすというようなことで、ぶら下がる機械の宣伝がされておりますが、このようなものを家庭内にだけやるのではなく、公園等に出たときに気軽に利用できるよう、大人用の鉄棒を設置してどうかと思う次第です。大人用です。子供の事故というように心配もありませんが、種々検討していただきたく、当局の考えをお聞かせ願います。

二点目は、下水道についてであります。特に、水洗便所改造資金融資の改善について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

御承知のように、昨年より供用開始になり、順次水洗化の改善が進められており

ますが、このようの中で、改造資金融資の方法をもう少し改善できないかという声が出ております。一つには融資のお金が出るまでの期間がかなり過剰なところや、又、お金が出たことを工事店では知ることができないなどあります。

今後、普及率を大きくするためにも、融資を効果的に利用してもらうことは大変重要であろうと考えますが、現在、供用開始以来まだ十ヶ月で、いろいろ初めのことであり、問題点も全部出し尽くされてはいないと思ひますが、現在、明らかになったようなことから、ほとんど改善していただきたく思ふ次第です。市当局はどのような考えをお持ちなのかお聞かせください。

簡単ですが、一般質問いたします。

(市長 石川 常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御質問申し上げます。

きょうは、松山先生から大変にりっぱな御質問をいただきました。私も張り切ってお答え申し上げます。

第一点、公園の件でございますが、それにつきまして私どもなるほどとつなづけるところもござります。関係者から十分な御説明を申し上げたいと思ひます。

それから二番目の下水道でございますけれども、これも御指摘のとおりでございます。まして、改造の方、それから工事をする方、中間の金融のやり、この三つの方がしっくりいかない点があるということも、私も聞き及んでおります。工事を注文される方には、金を借りるのに大変手続きがめんどうであるとか、手元には断られるとかもあると、大変期間がかかってしまうとか、そういうことがござります。又、工事をされる方には、工事がせうかく仕上がったのに、金ともらいに行ったら集金ができなかったというところもござります。金融機関にもいろいろと問題があるわけでござります。

われわれも初めての経験でございますので、議会のお許しもいただきまして、こういう方法で充足したわけでござりますけれども、支障があれば改めるのは当然でござります。市民がなるべく簡単に工事ができ、しかも工事人も気持ちよく工事ができるといふような体制でなければならぬわけでござります。私も、過を改むるに悔ゆることなかれと、逡巡することなかれということわざがござりますので、この点は取り上げて、内部で十分検討いたしまして、変わったことがあればもちろん議会に御相談申し上げますけれども、あるいは軽便にこれはこうした方がいいところはあるかもしれません。早速ながら、この点は取り上げて研究をしてみたいと思ひます。

青梅市等でも、いろいろと問題があるそうでございますけれども、私どもは補助金があり、青梅は補助金がないというのが幾らか違うところがあります。いろいろよその市と比べまして、多少違ったところがございますもんですから、やはり、福生市は福生市の独自のいき方いかなりなないというふうなことでござりますので、十分研究して、気安く普及ができるようにやってまいりたいと思ひますので、今後とも御協力のほどをお願ひ申し上げる次第でございます。

他は各担当から御答弁申し上げます。

○教育次長(内田和雄君) 市長の答弁に對しまして、補足して御説明申し上げます。

まず、第一点の田園野球場ですが、おかげさまで、昨年九月オープンいたしました、非常に多くの方が利用されてゐるわけでございます。御質問の趣旨ですが、田園野球場の使用に對します駐車場の問題でございますが、まず第一点としては、あの近くに駐車場が取れないかというふうな御質問でございますが、現状を見ていただきましておわかりのとおり、多少空いてゐることもありますが、なかなか駐車場として確保するのは困難でございます。当面第三中学校の裏に私有地がございますので、そこを一時的に借りまして駐車場にしているわけですが、非常に場所が遠いということもありまして、あの付近の

道路に駐車して、住民の方といろいろトラブルがあるというふうなことでございます。

私どもの方では、許可証を出すときに、その辺は使用者に對しましてよく御注意したり、お願いをして、車を来た場合には、三中の裏に駐車してほしいというふうなことをしているわけです。ふだもなかなか徹底できない場合もあるわけでございますが、私の方では、あの球場のまわりのところに看板をつくりまして、駐車する場合、三中の裏の方に持つていくようにというふうな看板をつくって、ふだから、趣旨徹底をしてみたいと思ひます。又、相変わらず、許可証を出すときに、いろいろお願いをしたり注意をしたりして実施してまいりたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○建設部長(斎藤多市君) 一番の二、三、それから下水道について市長の補足答弁をさせていただきます。

二番目の南公園のフェンスの設置でございますが、御質問のようなことを、野球連盟あるいはソフト連盟からも御意見として伺つてゐたわけでございます。御承知のように、河川敷の占用につきましては基準がございまして、柵、植物等につきましては、高さが一メートル以内と、それから柵以外の工作物については、可搬式にするというふうな基準がございまして、それらの範囲内で南公園が設置されてゐるわけでございます。御質問の柵につきまして

も、デニスコートがニメートルの可搬式でございますが、冊が取り付けてあるというように
とで、何とか建設省でこの点についての許可をいたさたいというような要望を、現在、
出しておるわけでございます。そのほかに提防敷から二十メートル以内は冊をほどくことは
いけないというような基準もございますので、建設省でも現在検討中ではございます。そ
れらのものが解決できれば、何とか野球連盟、ソフト連盟等の御意見もございまして、
で、取り付けをいたしたいというふうに考えております。

それから、三番の公園の鉄棒設置でございますが、現在、市内に三十カ所ぐらいの
公園があるわけでございますが、その中で子供用の鉄棒が設置してあるところが現在九カ
所でございます。従来大人の鉄棒を設置しなかった理由をいたしましては、子供たちが高い
鉄棒に乗って、落ちたときは相当けがをするんじゃないかということ、危なげが伴う
というようなことで設置されてなかったわけでございます。それらの問題が解決できれ
ば、当然、御質問の趣旨に沿いますして、設置したいというふうに考えておりますが、
これからにつきましても今後十分に検討させていただきますと思います。

それから下水道の水洗便所の改造資金の融資でございますが、御質問のように
供用開始してからまだ十ヶ月を経過したばかりでございますので、御質問のような、

市民からの苦情等も相当私どもの方に来ておるわけでございます。先ほど市長が申
上げましたように、今後、これからにつきましては、なるべく簡便な方法を検討いたしまして、
金融機関につきましても、それらに十分御協力願いますして、市民が早く供用開始がで
きるような方法で処置をしていきたいと考えております。

○二番（松山清君） 順を追って、再質問というか、要望も含めさせていただきます。

田園野球場の駐車場の問題なんですけれども、ぜひ早急に看板をつくって、趣旨を
徹底してもらいたいと思います。それと同時に、確かに駐車場というように、
市有地の一部を使う、借りるというふうなことになるわけでも、かなり、まあ
せつこりにしておるといふようなこともあります。それと同時に、あと、どうしても車では
来ないでほしいというふうなことがあったとしても、いろいろ道具等を持ってくるというふう
なこと、いきおい自転車というよりも車になつてしまふというふうなことを関係者
から聞いております。

そういう点では、今後、問題というところで、もちろん駐車場を市でつくるといふよ
うな、ことになれば、金の問題もあらふところあります。しかし、借りられればいいことで、
そういう方法も検討していただきたいと思います。現実には、看板などをつくりまして、

そういうことも指導をやっていたと思います。これは要望にいたしておきます。

それから、南公園のフェンスなんですけれども、建設省のからみもあるんですが、建設省も非常に固いことばかり、更年期症じゃないですが、言ってるわけですね。実際に使わせてくれということになれば、重箱の隅をつつくようなことまでいろいろ注文をくける。一方では、河川敷の管理上の問題で言えば、いろいろ国から指摘をされるというようなものも確かにあるわけなんですけれども、そういう点ではぜひできるような、建設省に対する交渉を強めていっていただきたいと思います。いままでは野球やっても球かどこへ行ってしまうとかする。いままでは自由に入るといふ面もありますけれども、やはり、野球をしている方にとりますと、そういう心配のないようにやりたいというふうなことで出ておりますので、対策をしていただきたいと思います。

それから、鉄棒の方なんですけれども、確かに子供だけのけがというふうなことが、確かに一般的には出されるわけなんですけれども、これも下をコンクリートではまずいと思います。が、砂地にするとかというふうなことも考えられるでしょうし、高さも適当なものを検討してやるというふうなことでやっていただければ、非常にその利用価値は出るんじゃないかというふうに考えます。そういう点では、早急に御検討していただきまして、実施

をさせていただきたいと思っております。

最後に、今後の水洗化の普及率を上げていく上での融資の問題なんです。市長は支障があれば改めるというふうなことでするので、早急に改善をしていただきたいと思

います。それから、ここでも一つお聞きしておきたいのは、たとえば融資ですが、直接個人が融資を受けるという形になっておりますので、個人にのりるわけなんですけれども、たとえば、お金を借りる人が相談として、工事店が直接お金を借りる人から委任状等を取れば、工事店にお金が出るというふうな方法もとれるんじゃないかと思いつけるわけなんですけれども、そういう点について考えたことがあるかどうか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○建設部長（斉藤多市君） 御質問の点でございますが、確かに、簡便な方法として、それがとれば一番いいわけなんです。金融機関側から言わせると、借りた意識を本人が持ってもらわなければ困るんだということがありまして、現在のところは、工事店に直接いくような形の交渉を、金融機関と進めてまいりたいと思います。

○二番（松小清君） そういうものも含めて、進めてもらいたいと思います。それとすぐこれら問題としては、お金が出たことが工事店にわかるような方法、こういうこともやり方によって

すいできるんじゃないかと思うので、そういうことも含めて検討していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。この際御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもちて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもちて延会いたします。

なお、次回は三月九日午前十時から開きます。

午後三時四十三分 延会

写

福総庶発第二千九百十三号

昭和五十四年二月二十八日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十四年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十四年二月二十八日付け、福生市告示第八号(別紙参照)をもつて、昭和五十四年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。